

道路工事現場における保安施設等の設置基準

(適用)

- 1 円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかるものを含む。以下同じ）現場における表示施設，防護施設の設置及びこれらの管理の取り扱いを定め，道路工事に適用するものとする。

(適用すべき諸基準)

- 2 請負者は，この基準によるほか下記の基準によらなければならない。

道路工事現場における標示施設等の設置基準

(昭和37年8月30日付け道発第372号の3建設省道路局局長通知)

道路標識，区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年12月17日付け総理府，建設省令第3号)

道路工事中における交通管理について

(昭和42年3月10日付け道整第640号土木部長通知)

道路工事現場における標示施設等の設置基準の改訂について

(昭和53年2月1日付け監第1498号土木部長通知)

道路工事現場における標示施設等の設置基準の改訂について

(昭和60年9月2日付け監第1051号土木部長通知)

(道路工事の標識等)

- 3 道路工事を行う場合は，必要な道路標識を設置するほか工事区間の起終点並びに修繕，舗装工事等工事延長が長く，しかも一日の施工延長の短い場合は，当日の施工箇所の前後にも別表様式（保安施設標準様式。以下「様式」という。）1に示す標示板を設置するものとする。

ただし，短期間に完了する軽易な工事については，この限りでない。なお，工事期間については，道路交通に支障を与える実際の期間を記入するものとする。標識等は道路構造令に定める視距を満足する位置に設置し，別表保安施設設置標準図を標準とする。なお，設置標準図により難しい場合は監督員と協議すること。また，道路占用工事においては道路管理者と協議すること。

作業休止中で通行に支障のない場合，標識等を撤去するか又は解除中の表示かシート等で覆い隠すこと。

(夜間作業又は昼夜兼業作業の標示)

- 4 夜間作業又は昼夜兼業作業を行う道路工事現場においては、別表様式1の道路工事の標示板の直上に別表様式2の標示板A型又はB型をそれぞれ標示するものとする。

(工事予告看板の設置)

- 5 工事着手前に通行人、通行車両等に事前に周知するために、別表様式3の標示板を標示するものとする。

(防護施設等の設置)

- 6 工事中の歩行者対策については万全の措置を講じること。また、車両等の進入を防ぐ必要がある工事箇所には、起終点両側にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標識等を用いて工事現場を囲むものとする。

(まわり道の標示)

- 7 道路工事のため、まわり道を設ける場合は、当該まわり道を必要とする期間中、まわり道の入口に別表様式4に示す標示板を設置し、まわり道の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、別表参考1及び参考2に示す要領により道路標識「まわり道」(120-A)を別表様式4に示す補助板を付して設置するものとする。

(別表参考1, 参考2を参照)

(色 彩)

- 8 道路工事現場において、一般交通に対する標示を目的として、標示施設又は防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色斜めの縞模様(幅10cm以上15cm以下、反射処理)を用いるものとする。

色彩等は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第2備考」に規定するところによる。

(施設の管理)

- 9 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕、塗装、清掃等の維持管理を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(安全管理)

- 10 当該装置を設置する請負者及び作業員は次の事項について、特に注意し実施しなければならない。

- (1) 作業開始前に作業内容についての保安上の注意，保安施設の配置，服装，機械等の点検を行うこと。
- (2) 工事材料，材料器具の整理に留意するとともに車両等に注意し，自己を危険より守る努力をしなければならない。
- (3) 作業員は，ヘルメット（保安帽）をかぶり，工事現場では安全衣（夜間には反射）を着用し，現場責任者・安全管理者等は腕章をつけること。その他作業内容によりマスク，手袋，高所作業用の滑らない履き物等を着用すること。
- (4) 事故発生の際の車両の通行方法，まわり道，警察，病院等の所在地その他とるべき必要な措置についてあらかじめ考慮しておくこと。

- (5) 保安施設の設置に当たっては次により，現場の実績を勘案のうえ実施すること。

ア 作業員の安全確保のための保安施設及びその配置については，各作業種別毎に交通量その他現場作業条件を考慮に入れて決定するものとする。

イ 保安施設の基準並びにその設置参考図を別表保安施設設置標準図に示す。

- (6) 片側交互通行を行う場合は，交通誘導員又は信号機をつけること。

なお，信号処理を行う場合は，待ち時間表示を行うこと。ただし，閉塞区間の見通しがよい場合には，中間すれ違い可能箇所を明示する等の措置をとり交通の円滑をはかること。

- (7) 片側交互通行を行う場合は，特に路面補修に留意すること。

(文字の書体)

- 1 1 書体は，「道路標識，区間線及び道路標示に関する命令，別表第2備考」に規定するところによる。

(標示板の拡大)

- 1 2 標示板の大きさ等は必要に応じて所定の比率のまま拡大できるものとする。

(交通整理員)

- 1 3 交通誘導員は現場責任者又は安全管理者等の指示に従い，はっきりとした動作で適切な交通整理をすること。

(工事名称の標示)

- 1 4 工事名称の標示は，一般通行人に分かり易い名称に心がけること。

(留意事項)

1 5 標示施設等の設置基準の留意事項は、次による。

(1) 緊急を要する工事のほかは、美観を損なわないものであること。

(2) 字は規定どおりの大きさとする。

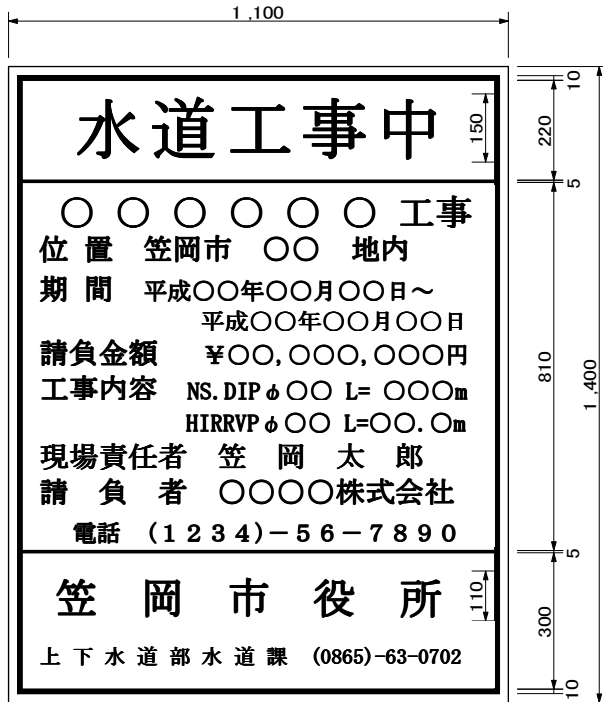
(3) 字はマジック等で粗末に書かないこと。

発注者名及び請負者名は必ずペンキで記入すること。

別表保安施設設置標準図

保安施設標準様式

様式 1



- * 色彩は、「水道工事中」の文字を赤色，その他の文字及び線を青色，地を白色とする。
- * 縁の余白は2 cm，縁線の太さは1 cm，区画線の太さは0.5 cmとする。
- * 裏側に当該警察署の協議事項を記入する。
- * 「建設リサイクル法」通知工事は，解体工事業者登録票あるいは，建設業の許可票のいずれかを掲示する。

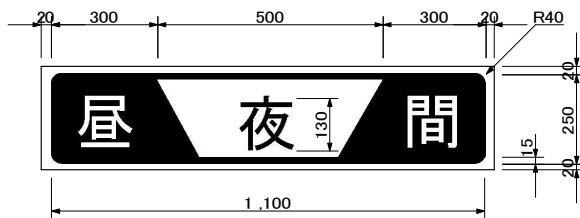
様式 2

A型



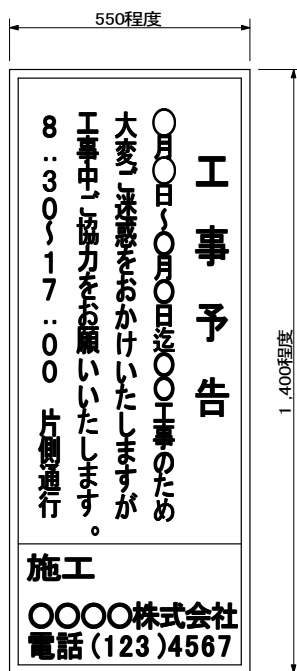
- * 色彩は，縁及び地を白色反射材とし，縁線及び「夜間」の文字を青色とする。
- * 縁の余白は2 cm，縁線の太さは1.5 cmとする。

B型



- * 色彩は，縁及び「昼」及び「間」の文字ならびに中央部の地を白色反射材とし，縁線と左右の地及び「夜」の文字を青色とする。
- * 縁の余白は2 cm，縁線の太さは1.5 cmとする。

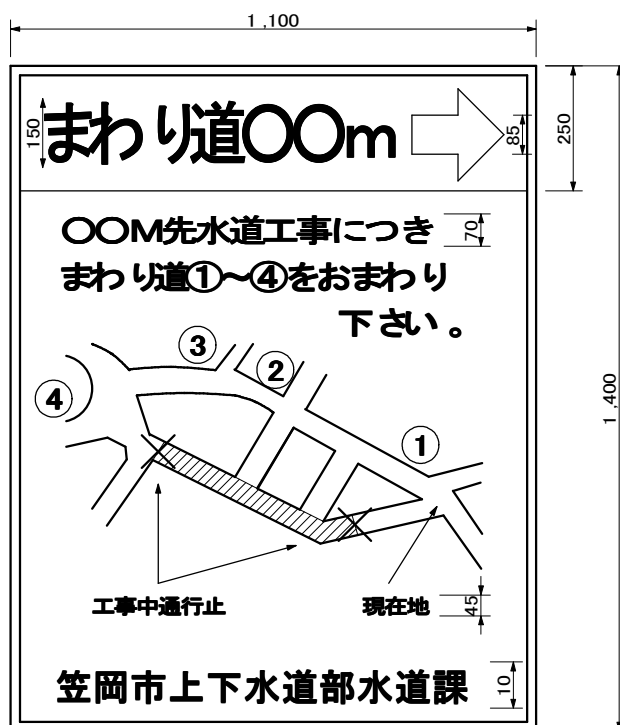
様式 3



* 色彩は、「工事予告」を赤色，その他の文字及び線を青色，地を白色とする。

* 看板には，道路規制方法とその時間を記入する。

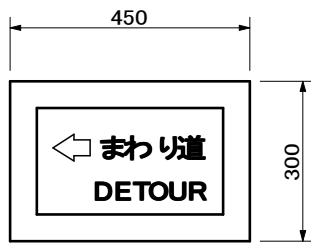
様式 4



* 色彩は，矢印を，赤色その他の文字及び記号を青色，地を白色とする。

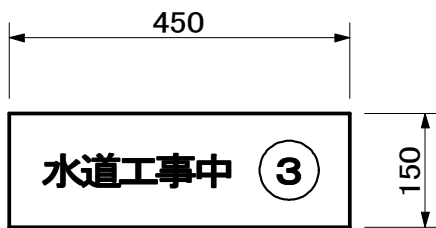
* 縁の余白は 2 c m，縁線の太さは 1 c m とする。

道路標識「まわり道」(120-A)

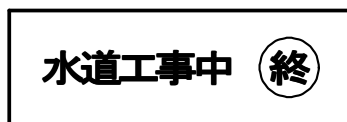


* 色彩, 大きさ等は, 道路標識, 区画線及び道路標示に関する命令の別標第2備考に規定するところによる。

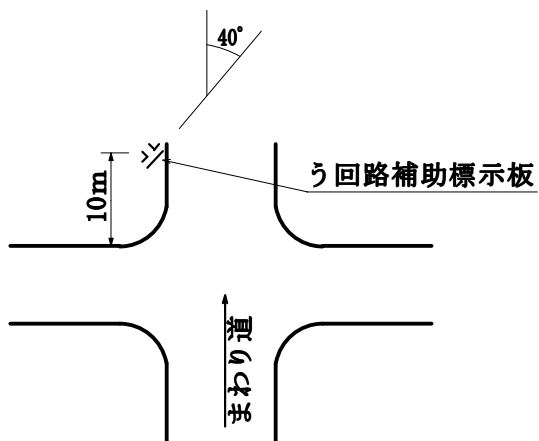
様式5



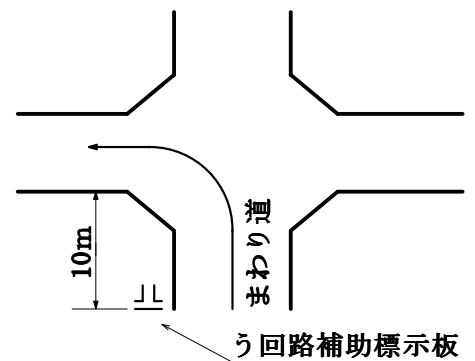
又は



直進の場合の標示例

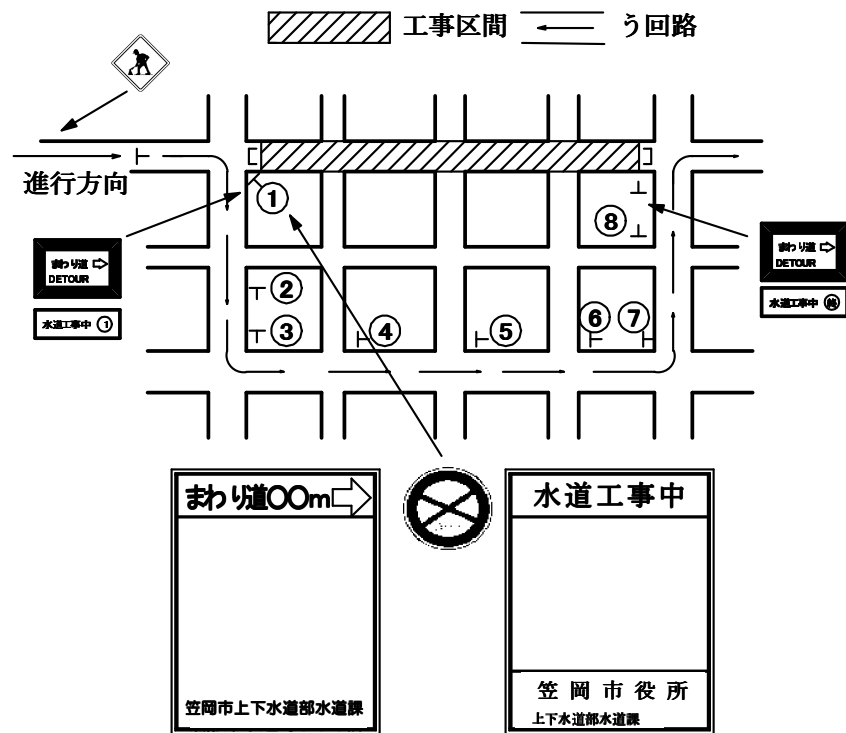


曲進の場合の標示例



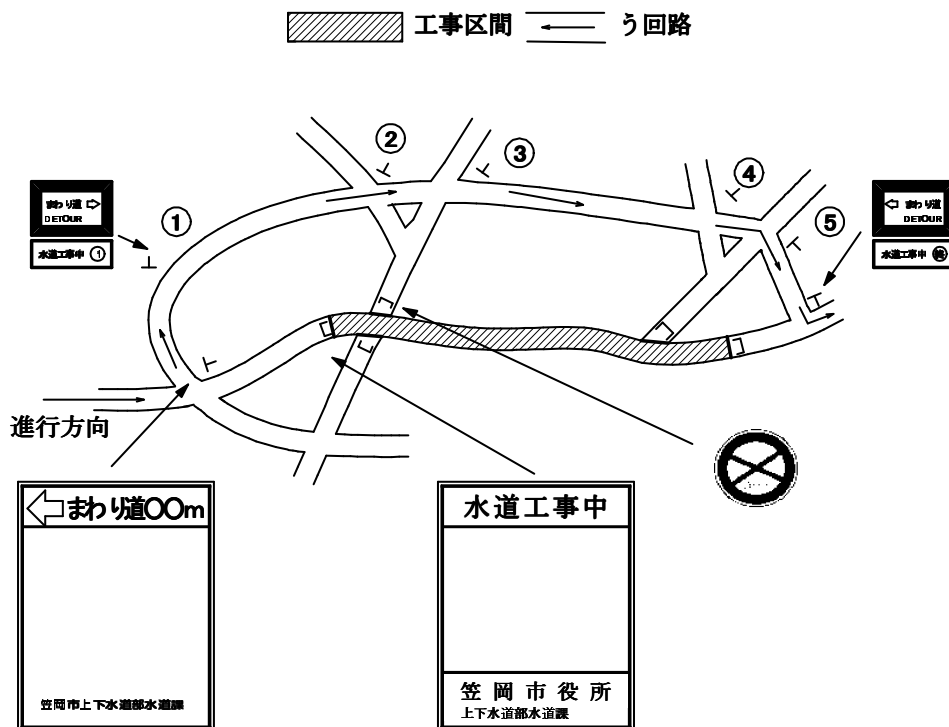
参考 1

市街地におけるう回路の標示



参考 2

郊外におけるう回路の標示



国道占用工事標示板

工事標示板

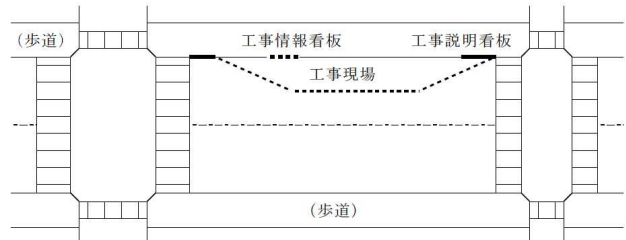


- * 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- * 標識は、すべて高輝度タイプとする。
- * 工事個所前後の目につきやすい位置に設置すること。

工事情報看板及び工事説明板




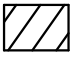
工事情報看板，工事説明看板の設置場所



- * 「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- * 標識は、すべて高輝度タイプとする。

安全施設標準配置図

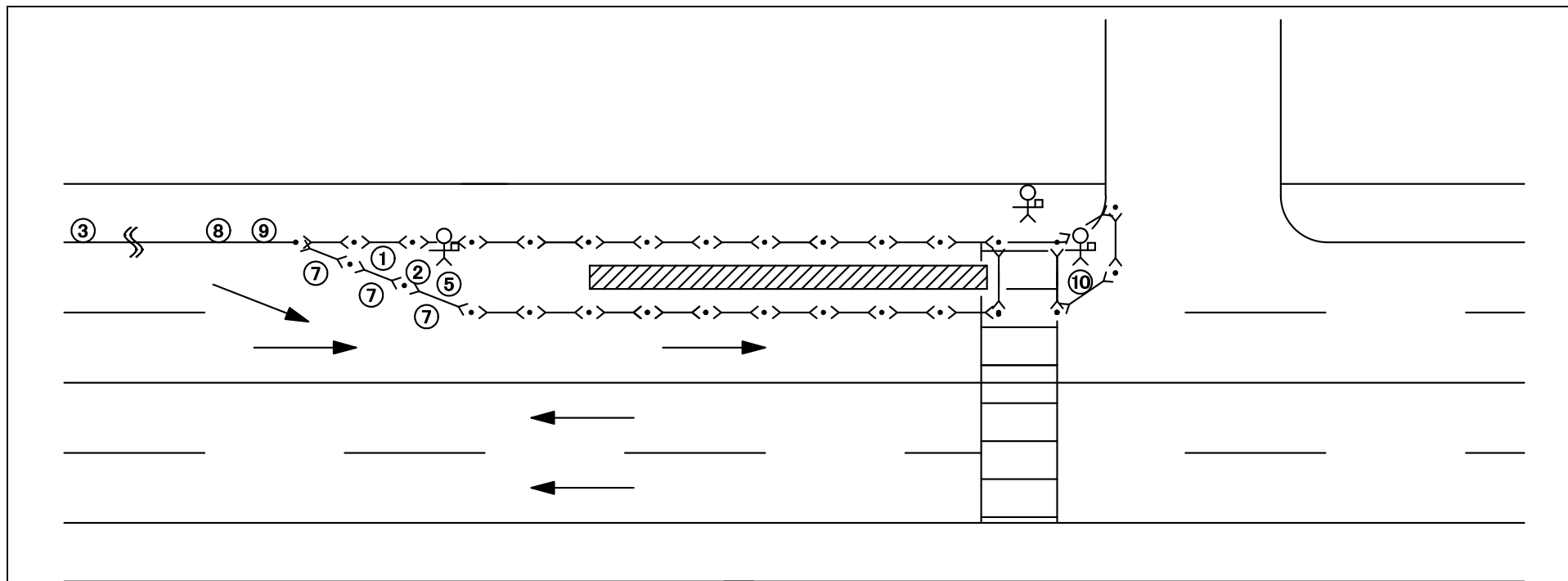
図中の記号・略図

①	工事中標示板	②	工事件名標示板
③	工事予告標示板50, 100, 200	④	段差注意標示板
⑤	指定方向外進行禁止標識	⑥	中央線標識
⑦	矢印	⑧	速度落とせ標示板
⑨	車線減少標示板	⑩	黄色回転灯
⑪	う回路標示板	⑫	歩行者道路標示板
⑬	お願い看板	⑭	通行止め標示板
⑮	停止位置標示板	⑯	交互通行標示板
●	セーフティコーン	➤	A型バリケード
	交通誘導員	→	車両進行方向
	施工箇所		

(1) 車道部施工

ア 4車線，横断歩道分割

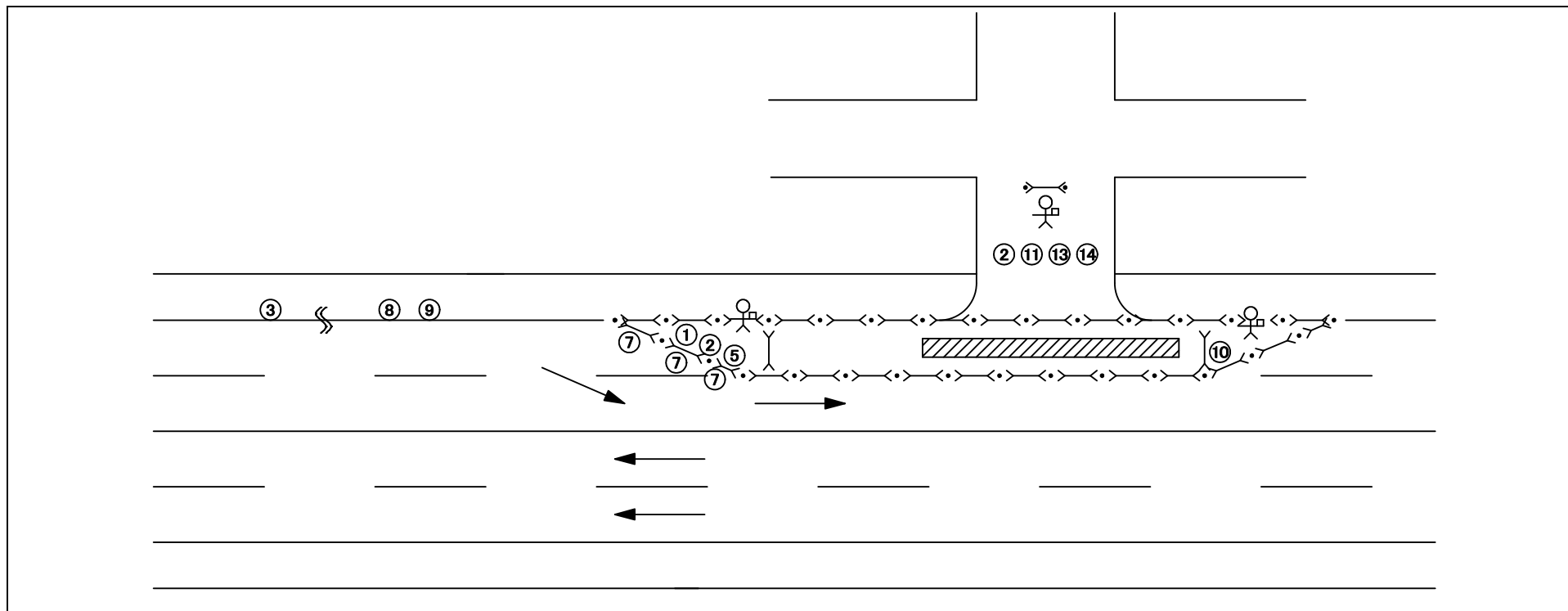
車道部の施工で，横断歩道を分割施工する場合



- 1 横断歩道を分割した場合は，歩行者が通行できる幅員（保安柵内側の幅員）を確保すること。
- 2 重機類の作業・退避スペースを考慮して作業帯を決めること。
- 3 交差支道への通行車両の出入りをスムーズにするため，支道部にかかる作業帯部は，隅切りを取ること。
- 4 歩道側の保安柵は，ガードレール等により作業帯と歩道が分断されている場合は，省略することができる。

イ 4車線，交差支道通行止め

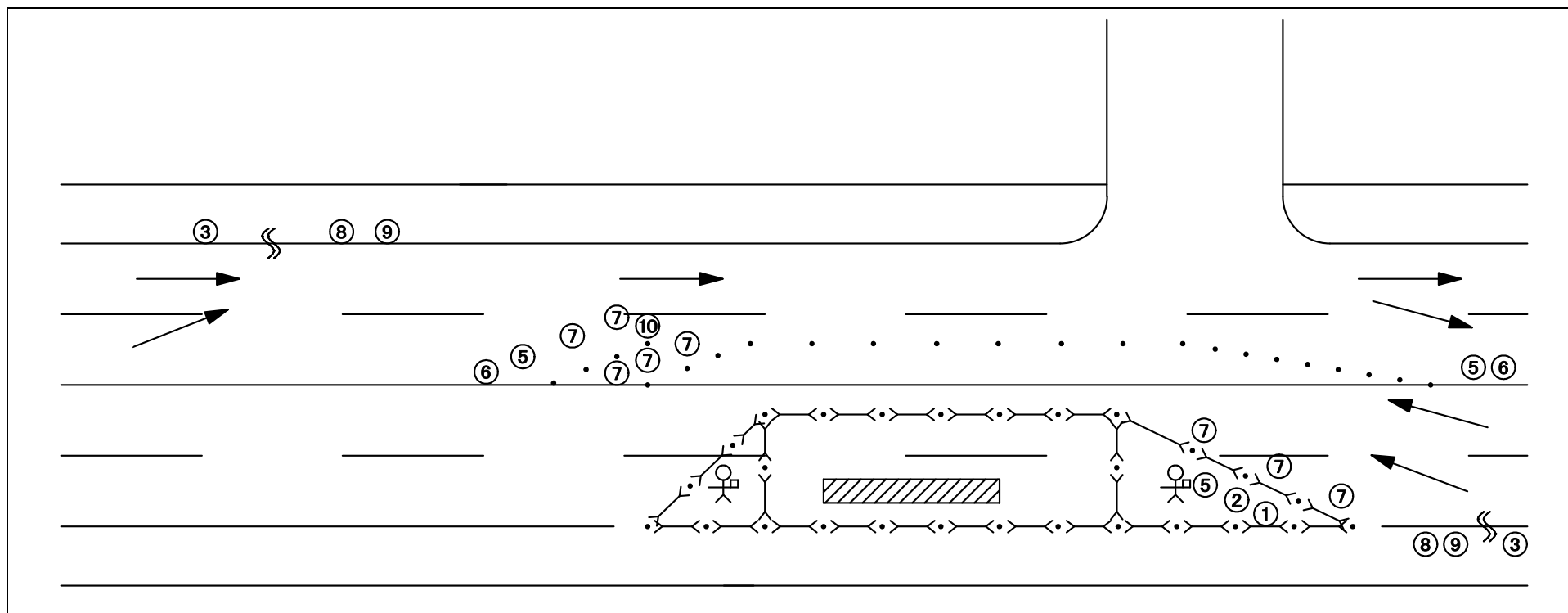
車道部の施工で，交差支道を通行止めにする場合



- 1 交差支道の通行止めの始点に保安施設等を設置すること。
- 2 通行止めの始点には，交通整理員を必ず配置すること。
- 3 交差支道通行止めに伴う回路標示板を設置すること。
- 4 通行止めの支道に面する住民に事前の了解を得るほか，回路となる道路の沿道住民に対する事前の了解を得ること。

ウ 4車線，中央線変移

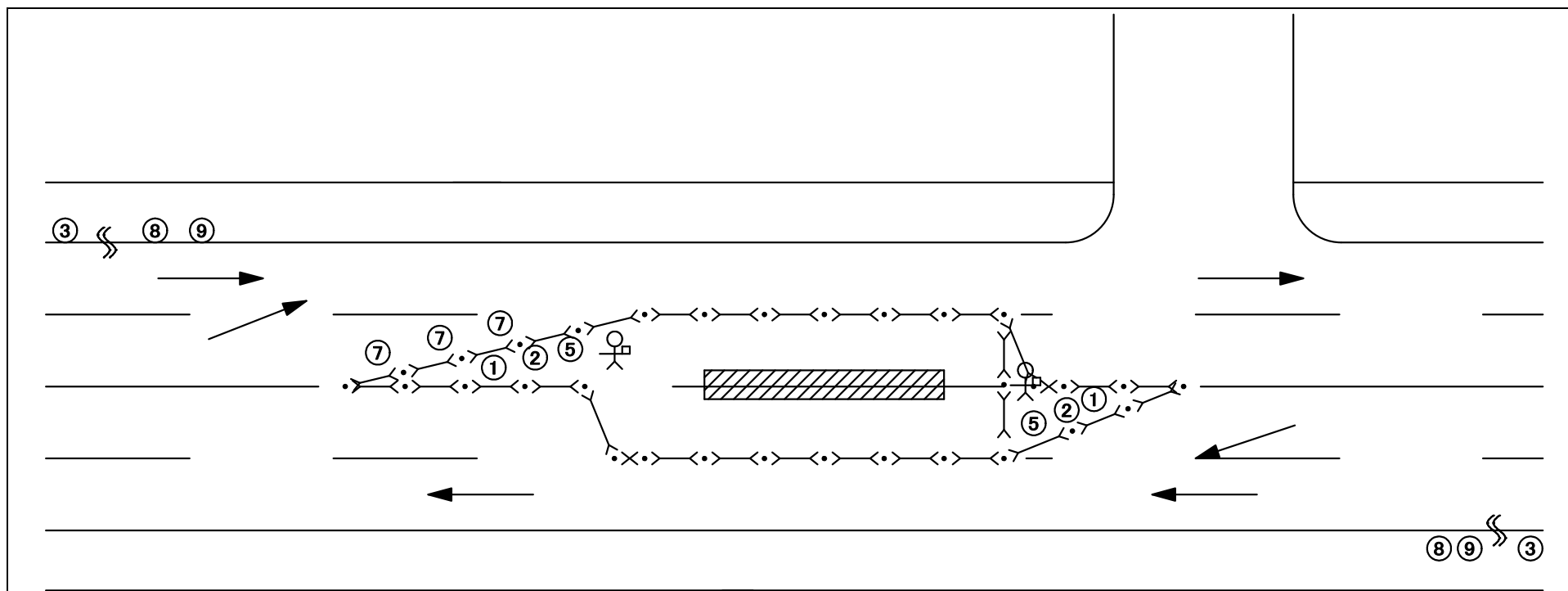
片側車線の全部又はそのほとんどを使用し施工するため，中央線を対向車線側に変移する場合



- 1 中央線を変移する場合は，中央線標識と指定方向外進行禁止標識（いずれも夜間は内照式）を設置し，中央線を明確にすること。
- 2 仮設中央線は，セーフティコーン（夜間は内照式）だけを設置すること。
- 3 対向車線の中央線変移の始点には，矢印板，黄色回転灯を設置した導流島状の導流帯により，反対車線への進入を防止すること。
- 4 作業帯への車両の飛び込みを防止するため，標識車やクッションドラムを設置すること。

エ 4車線，中央部施工

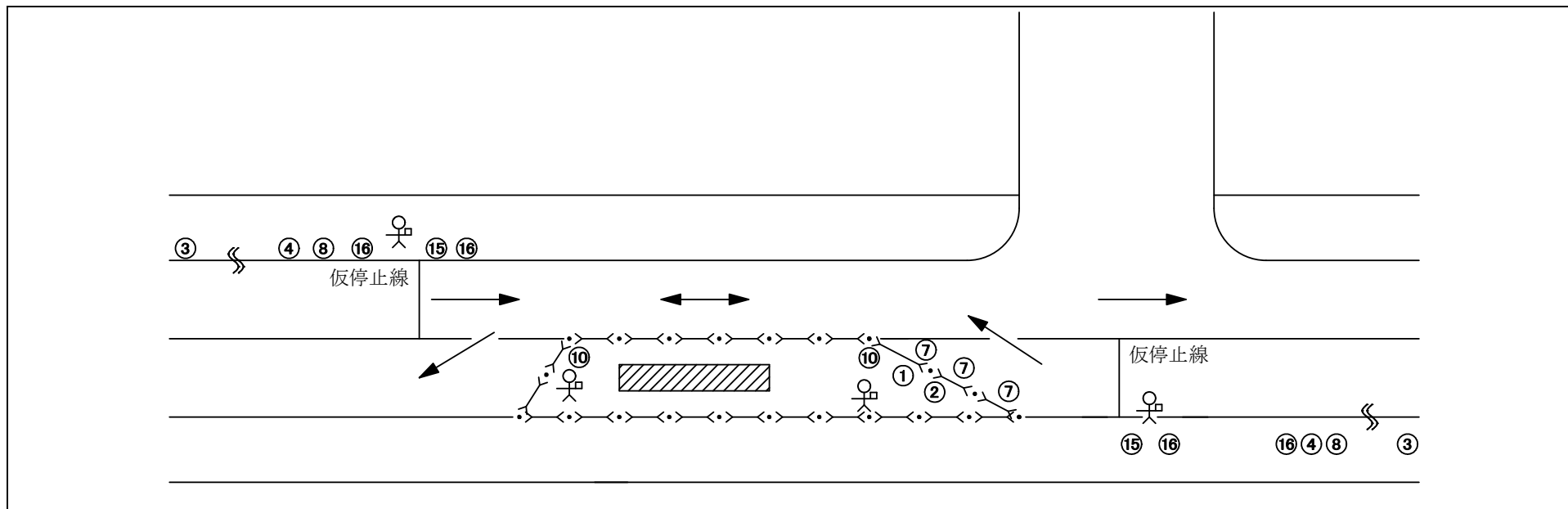
車道中央部の施工に伴う船型作業帯の場合



- 1 双方の導流帯の始点部分に交通整理員を配置し，一般走行車両の誘導を行うこと。
- 2 一般走行車両の交通整理員と工事車両の誘導員を兼務させないこと。
- 3 暴走車両から作業員等の身体を守るため，両側の導流帯の始点部にクッションドラム等を配置すること。

オ 2車線，片側交互通行

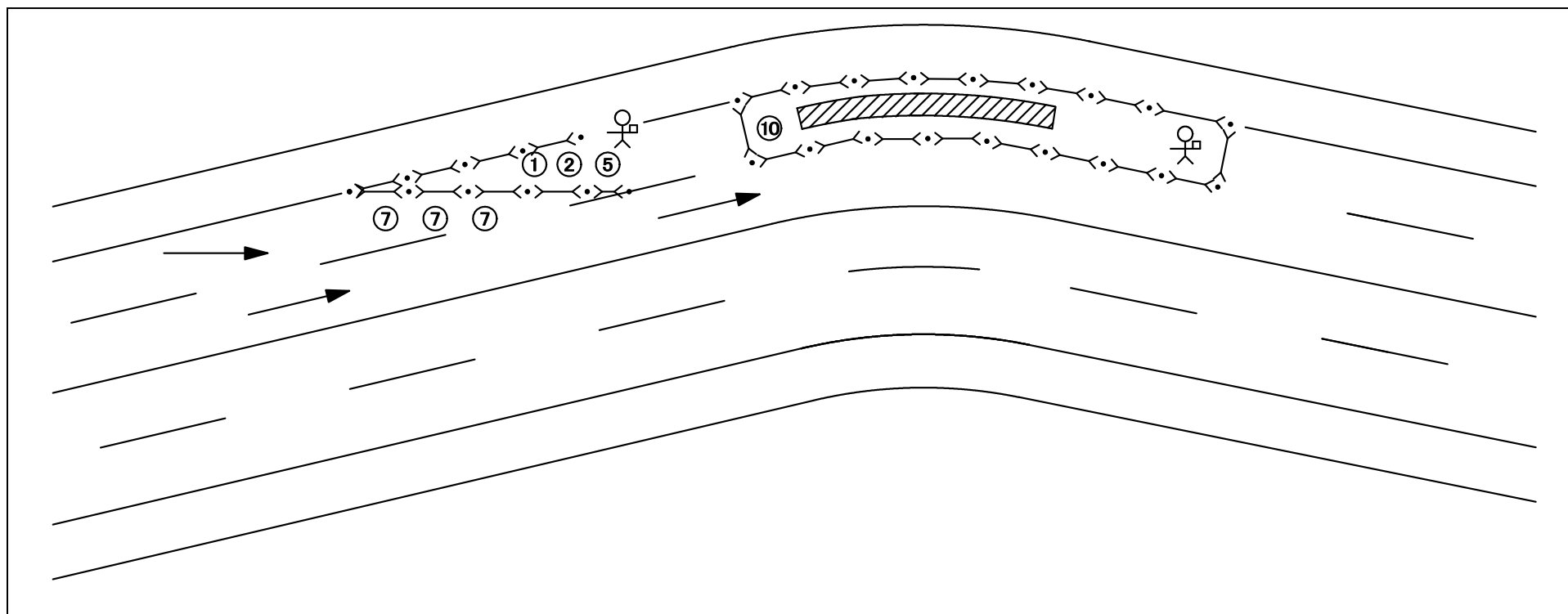
2車線道路において片側を使い工事を施工する場合で，片側交互通行により作業帯を設置する場合



- 1 仮の停止線を溶着式路面標示又は貼付式路面標示を用いて標示するとともに，同所に「停止位置標示板」，「交互通行標示板」を設置すること。
- 2 停止位置に交通整理員を配置し，交通の流れを見ながら誘導にあたらせること。
- 3 交互通行区間は，交通・沿道の状況，支道の有無，停止位置から適正な区間長をとること。
- 4 停止位置は，坂の途中や，カーブ地点等を避けること。
- 5 交互通行場所の手前に，工事予告標示板とともに交互通行予告標示板を設置すること。

カ 4車線，カーブ地点の施工

カーブ地点での施工で，視認性を考慮した場合

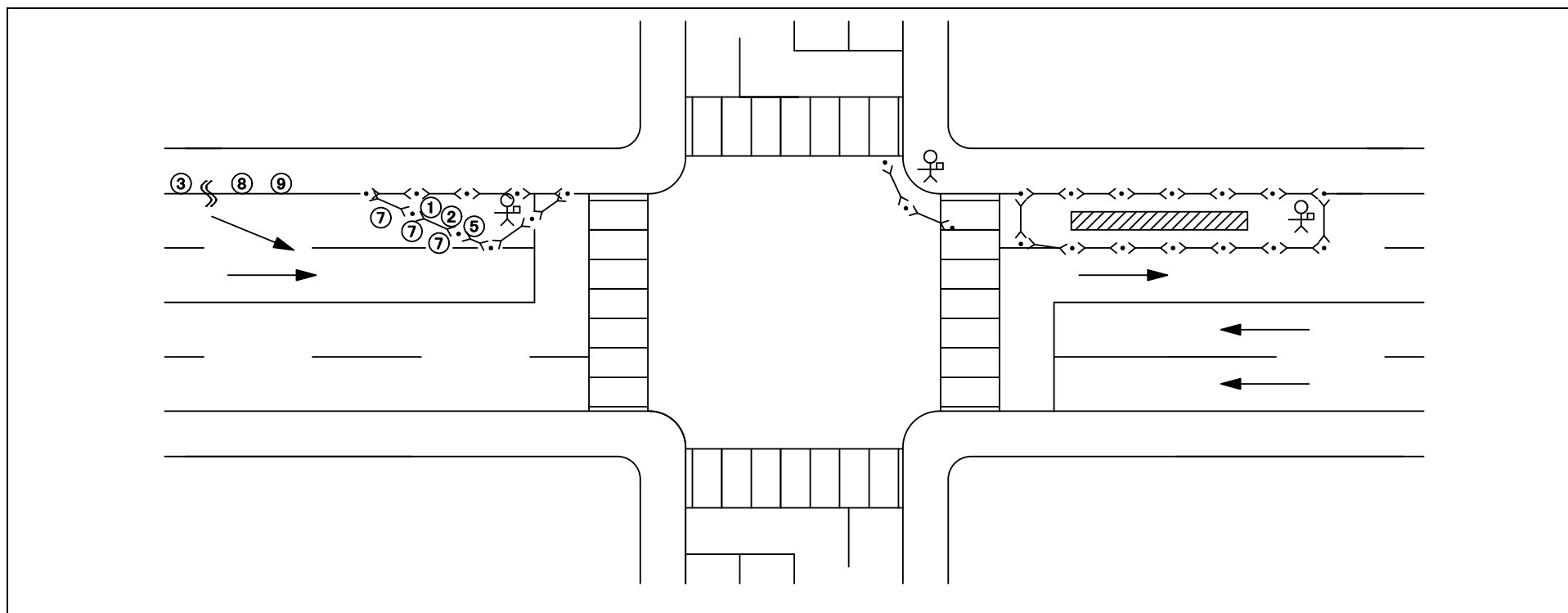


- 1 カーブ地点は見通しが悪いため，カーブ地点での導流帯の設置は避け，見通しのよい直線部分に設けること。
- 2 やむを得ずカーブ地点に導流帯を設ける場合は，長めに設けること。
- 3 直線部分の導流帯と作業帯の間は，セーフティコーンだけ設置すること。
- 4 カーブ地点での夜間工事においては，作業用の照明機器が車道方向を直接照射しないこと。

(2) 交差点及びその周辺の施工

ア 4車線，導流帯と作業帯を交差点の両側に設置

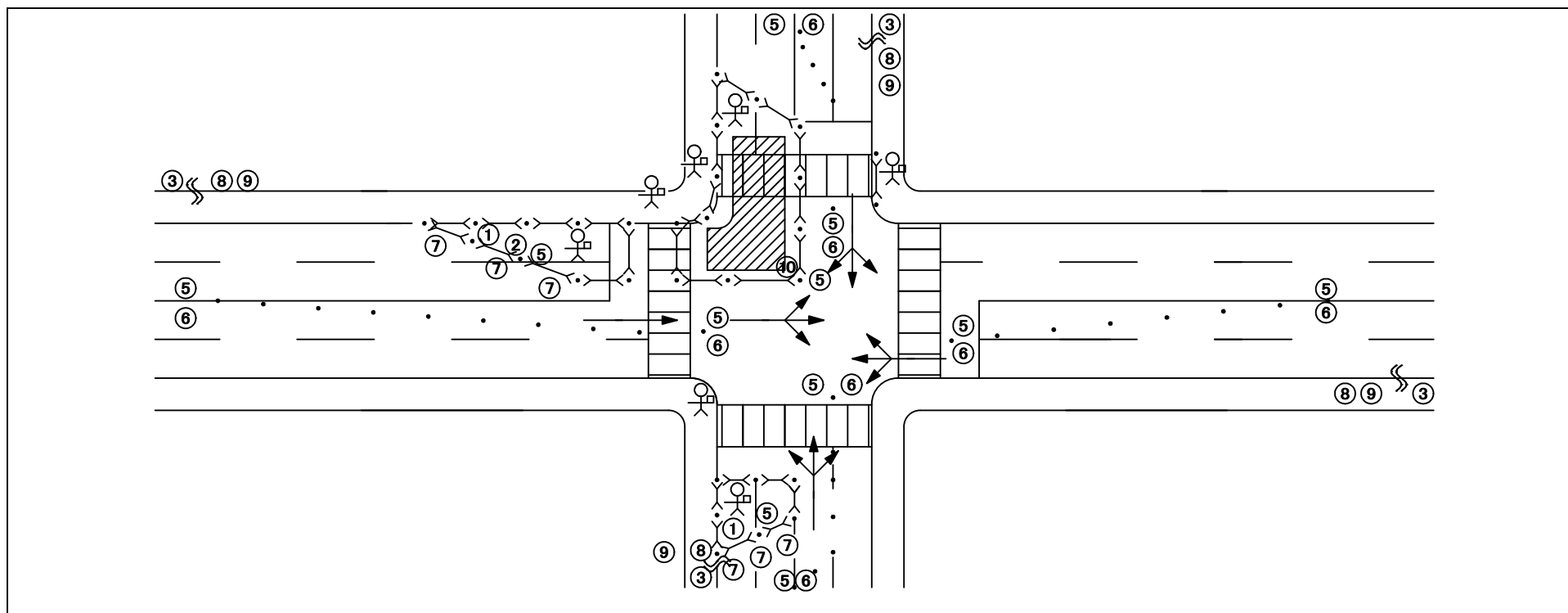
交差点付近で施工する工事等で，導流帯と作業帯を交差点の両側に設ける場合



- 1 導流帯を交差点流入部に設ける場合は，左折車両の円滑を図るため導流帯の隅切りを行うこと。
- 2 交差道からの左折車両を中央線側に誘導するため，交差点内に導流帯を設けること。
- 3 横断歩道の両側に導流帯と作業帯がある場合は，交通整理員を配置して，歩行者の飛び出し等を防ぐこと。また，夜間工事では，横断歩道の照明に配慮し，車両からの視認性の確保に努めること。

イ 交差点内、中央線変移、横断歩道の一部閉鎖

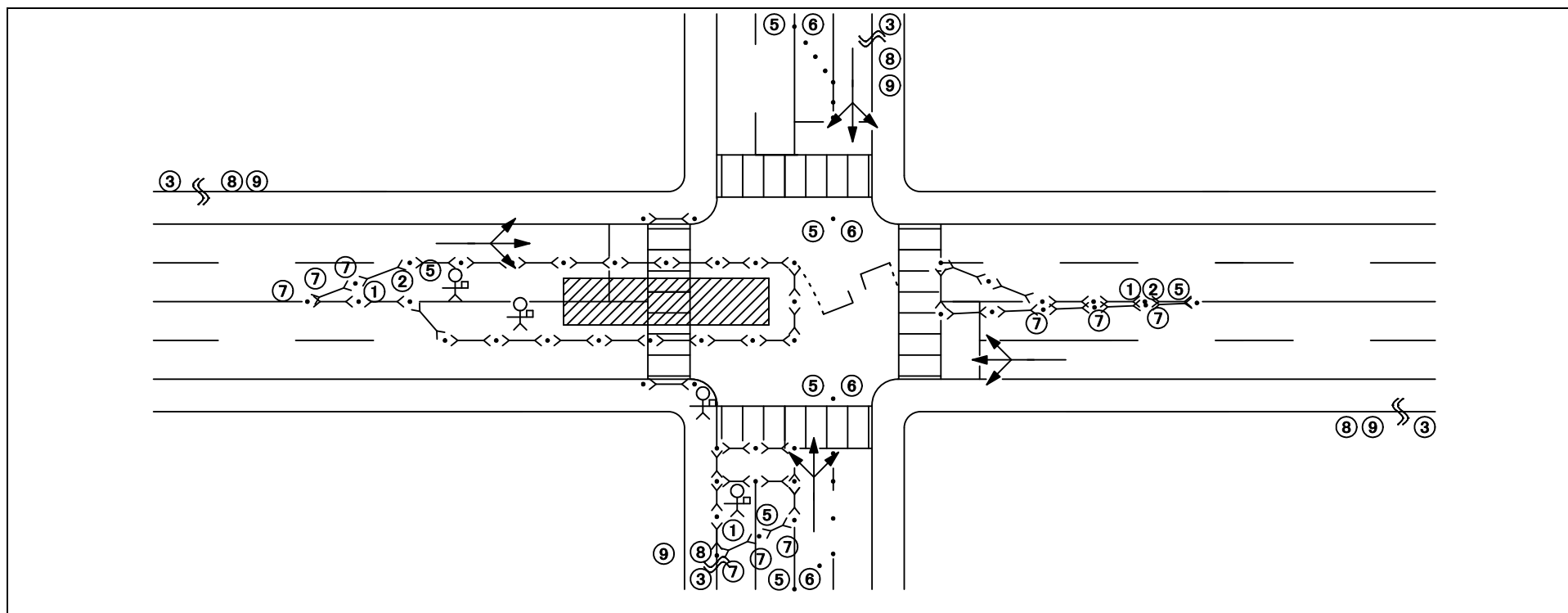
交差点内の施工に伴う横断歩道の一部閉鎖と4方向を車線規制する場合



- 1 重機の退避部分を確保した作業帯を設置すること。
- 2 横断歩道を通行止め（2箇所同時閉鎖はしないこと）にする場合は、その両端に交通整理員を配置して、歩行者のう回、誘導をすること。
- 3 各方向とも流入車線数と流出車線数を同一にすること。

ウ 中央線変移，横断歩道の一部閉鎖

作業帯を交差点中央部に設けて施工する場合

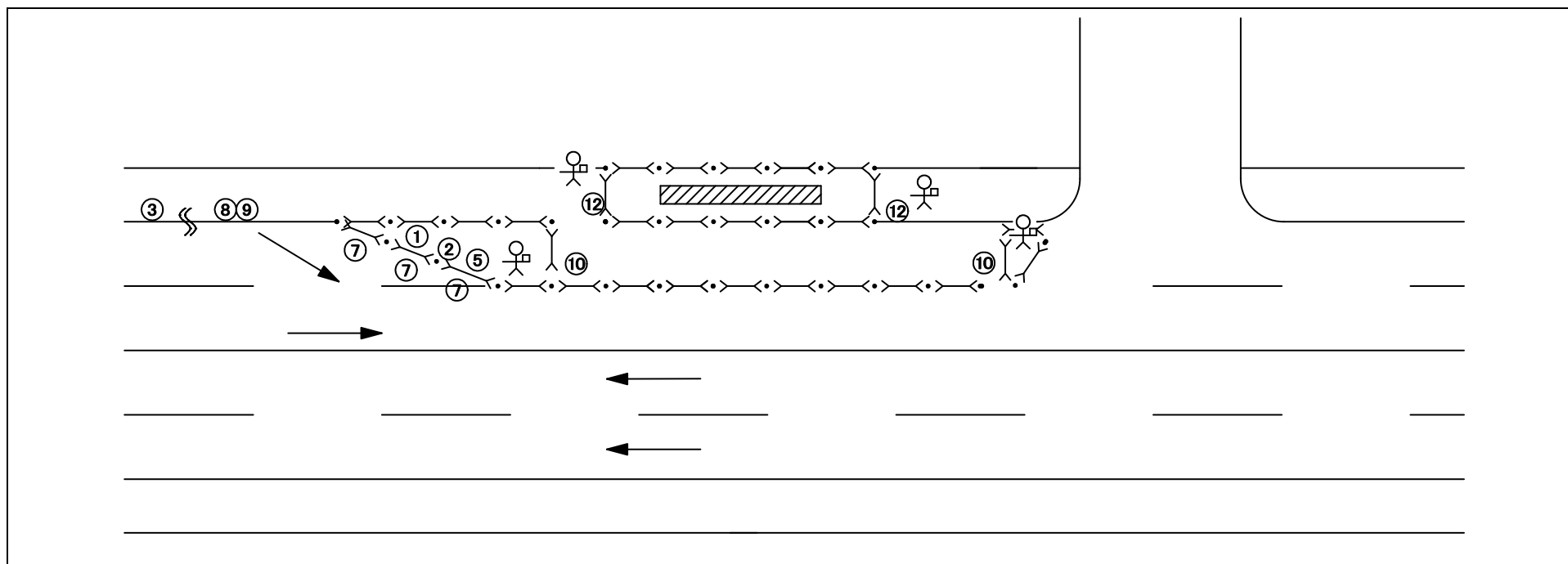


- 1 作業帯を交差点中央部まで張り出す場合は，右折指導線の設置を管轄警察署の指示を受けて設置すること。
- 2 作業帯の交差点中央部に黄色回転灯を設置すること。
- 3 標識車の配置やクッションドラムを設置して，暴走車の突入に対処するよう配慮すること。

(3) 歩道部施工

ア 4車線，歩行者通路切回し

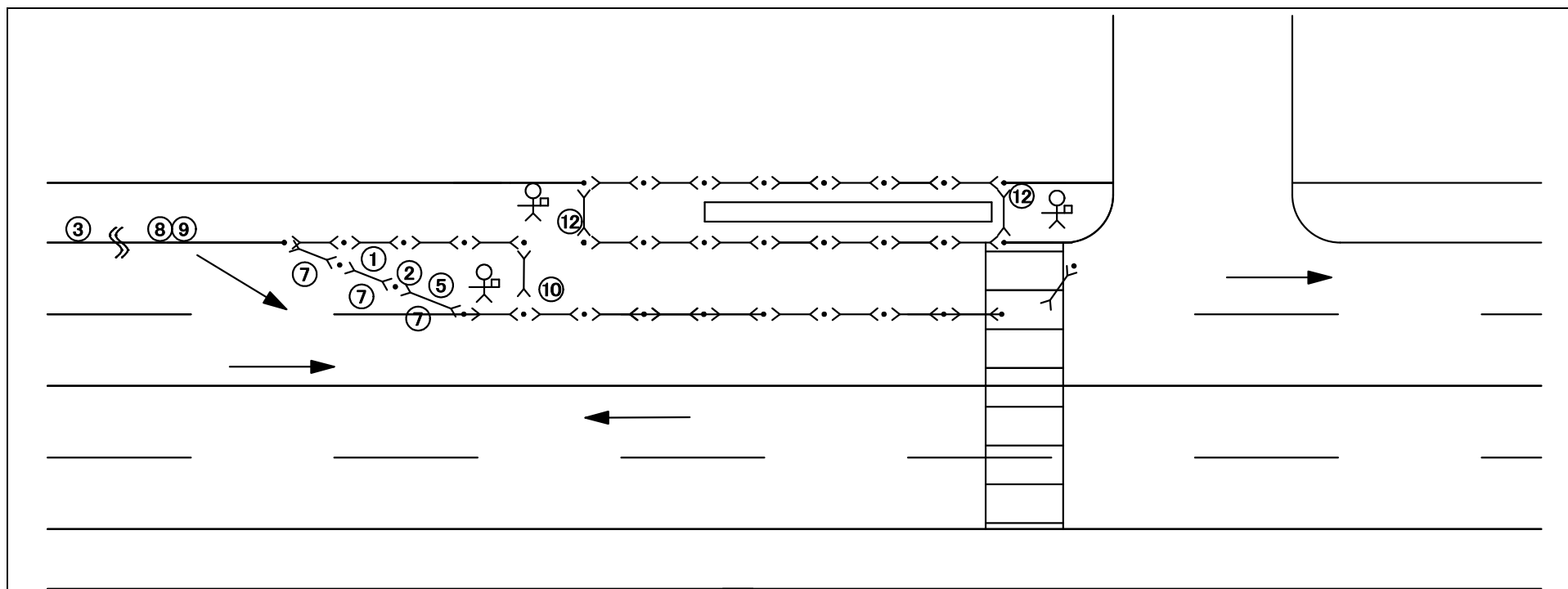
4車線道路で，歩道上施工のため歩行者道路を車道上に切回す場合



- 1 歩行者通路を車道上に切回す場合は，必要最小限度の長さとする。
- 2 歩行者通路の切回し部には，それぞれ交通整理員を配置すること。
- 3 歩行者通路の前後には，歩行者通路標示板（夜間は内照式）を設置すること。
- 4 車道上の切回し通路では，黄色回転灯を両端に，先端部にはクッションドラム等を設置して暴走車両の突入を防ぐこと。
- 5 歩・車道の境界部分に段差がある場合は，切削や鋼板等により段差の解消措置をとること。

イ 4車線，歩行者通路切回し，横断歩道有

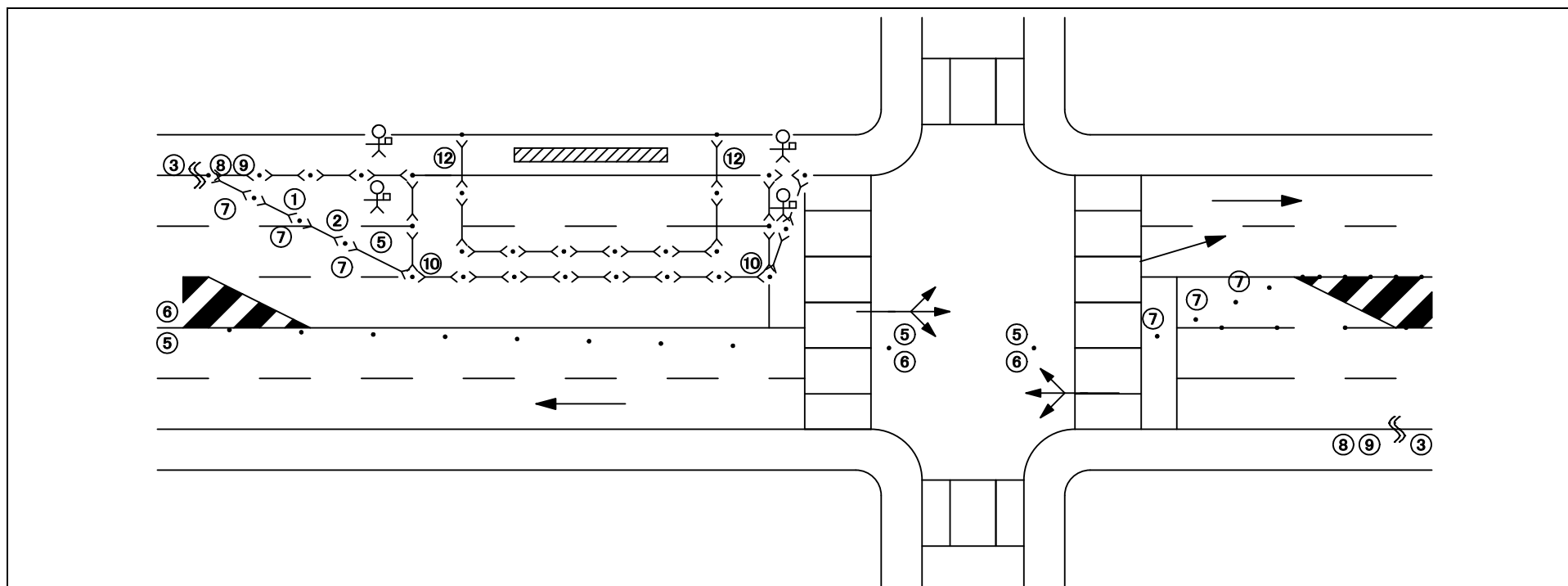
4車線道路の歩道施工のため，歩行者通路を車道上に切回し，かつ，横断歩道に作業帯がかかる場合



- 1 歩行者は横断歩道通行を法律上義務付けられていますが，工事の施工上やむを得ない場合は，横断歩道外を最小限の範囲で保安柵を設置するなどして歩行者の安全確保を行い，通行させること。
- 2 切回し通路に交通整理員を配置して，歩行者の車道への飛び出しを防ぐこと。

ウ 右折レーン設置，歩行者通路切回し

右折レーン設置交差点において，歩道部工事のため中央線を変移し，かつ，歩行者通路を切回しする場合



- 1 交差点で中央線変移する場合は，交差点内に中央線標識（夜間は内照式）と指定方向外進行禁止を設置して反対車線からの車両に中央線を明確にすること。
- 2 中央線を変移した場合において，相互の中央線が食い違わないようにすること。ただし，右折レーンを設置する場合は除く。

エ 右折レーン設置交差点で右折ポケット設置

右折レーン設置交差点において、中央線を変移して右折レーン又は右折ポケットを存続する場合

